

泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会 会則

(目的)

第1条 本会の目的は下記の通りとする。

- 1.会員の資質の向上
- 2.会員相互の情報交換を通じた気軽に相談しあえるネットワークづくり
- 3.多職種との連携推進
- 4.地域住民の保健・医療・福祉の向上に寄与すること

(会員)

第2条 泉佐野市及び田尻町内の指定居宅介護支援事業所（基準該当事業所含む）の介護支援専門員を会員とする。

(役員)

第3条 泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会（以下、連絡会という）の運営のため、以下の役員を設ける。

会長	1名
副会長	2名
幹事	若干名

(役員の選任)

第4条 役員の選出は、以下の通りとする。

- 1.会長については会員の中より選出し、総会にて承認を得るものとする。
- 2.副会長については年度ごとの輪番制の各グループより選出し、総会にて承認を得るものとする。
- 3.幹事は年度毎の輪番制を原則とし、選出する。
- 4.役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5.役員の再任は妨げないこととする。
- 6.輪番制以外の希望者については、前年度1月末までに事務局にその旨を申し出ることとする。

(幹事会)

第5条 幹事会は会長、副会長、全幹事及び事務局により開催し、連絡会の方向性やその他幹事会において必要と認められる事項について検討し、運営を行なう。

(運営)

第6条 連絡会の招集については、会長が行う。会長に事故があった場合は、副会長が行う。また、連絡会には別の部会を設けることができる。

(総会)

第7条 会長が招集する。会議の議事については出席の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務)

第8条 連絡会の開催通知など事務は、基幹包括支援センターいずみさの及び田尻町地域包括支援センター花みずきが行う。

附則

この要項については平成22年3月12日から施行する。

平成28年3月14日一部改正、施行する。

平成31年4月12日事務局名称変更につき一部改正、施行する。

令和3年3月24日一部改正、施行する。

令和8年3月23日一部改正、施行する。